次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一　無線インターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）であって、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	二　規則第三十八条の二第二項	送信設備からの出力が不規則又は不要な指示がないこと。ただし、確認をする信号については、この限りでない。
	二　規則第三十八条の二第二項	中欄に掲げる規定を適用しない。
	四　規則第三十八条の二第一号	無線インターネットプロトコル移動電話端末固有情報を記憶する装置を有しない場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。
二　無線インターネットプロトコル移動電話端末等（発信する機能を有しないものに限る。）	三　規則第三十八条の二第二項	中欄に掲げる規定を適用しない。

○総務省告示第百四十八号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日　　総務大臣　新藤　義孝

別表第七号第一項及び第二項を次のように改める。

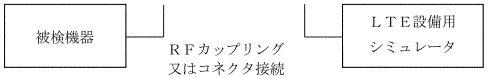
一　基本的機能

1　回線制御

㈠　発信する機能

⑴　測定用機器は、ＬＴＥ設備（無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備をいう。以下同じ。）用シミュレータ（プロトコルアナライズ機能を含む。以下同じ。）とする。

⑵　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



⑶　測定手順は、次のとおりとする。

ア　被検機器からＬＴＥ設備用シミュレータに対して、発信動作を行う。

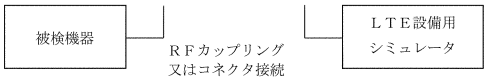
イ　ＬＴＥ設備用シミュレータと被検機器との間で、通信ができることを確認する。

ウ　被検機器から送出される発信を要求する信号を確認する。

㈡　応答する機能

⑴　測定用機器は、ＬＴＥ設備用シミュレータとする。

⑵　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



⑶　測定手順は、次のとおりとする。

ア　ＬＴＥ設備用シミュレータから被検機器に対して、発信動作を行う。

イ　被検機器への着信を確認してから、応答動作を行う。

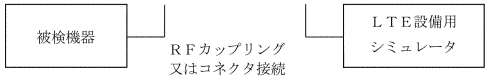
ウ　ＬＴＥ設備用シミュレータと被検機器との間で、通信ができることを確認する。

エ　被検機器から送出される応答を確認する信号を確認する。

㈢　通信を終了する機能

⑴　測定用機器は、ＬＴＥ設備用シミュレータとする。

⑵　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



⑶　測定手順は、次のとおりとする。

ア　通信中に被検機器から、切断動作を行う。

イ　被検機器から送出されるチャネルを切断する信号を確認する。

ウ　ＬＴＥ設備用シミュレータと被検機器との間を通信中にする。

エ　通信中にＬＴＥ設備用シミュレータから、切断動作を行う。

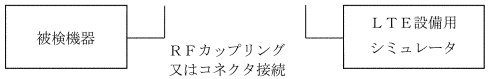
オ　被検機器から送出されるチャネルを切断する信号を確認する。

2　呼制御

㈠　発信する機能

⑴　測定用機器は、ＬＴＥ設備用シミュレータとする。

⑵　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



⑶　測定手順は、次のとおりとする。

ア　被検機器からＬＴＥ設備用シミュレータに対して、発信動作を行う。

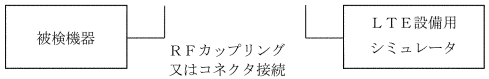
イ　ＬＴＥ設備用シミュレータと被検機器との間で、通信ができることを確認する。

ウ　被検機器から送出される呼の設定を行うためのメッセージを確認する。

㈡　応答する機能

⑴　測定用機器は、ＬＴＥ設備用シミュレータとする。

⑵　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



⑶　測定手順は、次のとおりとする。

ア　ＬＴＥ設備用シミュレータから被検機器に対して、発信動作を行う。

イ　被検機器への着信を確認してから、応答動作を行う。

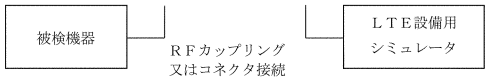
ウ　ＬＴＥ設備用シミュレータと被検機器との間で、通信ができることを確認する。

エ　被検機器から送出される呼の設定を行うためのメッセージに対応するためのメッセージを確認する。

㈢　通信を終了する機能

⑴　測定用機器は、ＬＴＥ設備用シミュレータとする。

⑵　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



⑶　測定手順は、次のとおりとする。

ア　被検機器から呼切断する場合

㋐　通信中に被検機器から、呼切断動作を行う。

㋑　被検機器から送出される通信終了メッセージを確認する。